

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 令和2年9月4日（金） 13:04～14:11

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

阪口 保 委員長

小林 誠 副委員長

植村 佳史 委員

奥山 博康 委員

山村 幸穂 委員

猪奥 美里 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

欠席委員 なし

出席理事者 金剛 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○阪口委員長 それでは、提出予定議案またはその他の事項も含めて質問があればご発言願います。

○山村委員 それでは質問させていただきます。一つ目は、医療的ケアが必要な子どもの保育について伺いたいと思います。

奈良県では、医療的支援の必要な子どもの保育について、現状がどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 今、委員から質問いただいた、日常的に医療的ケアや医療行為、医療機関を必要とする子どもの保育所等での受入れについては、他の子どもと同様に、健やかな成長、発達のために一人ひとりの発育状況に応じた保育を提供することが重要で、市町村においてしっかりニーズを把握しこれを踏まえた対応を図っていただくことが必要であると考えています。

この事業を行う中でも課題が幾つかあります。子どもの状況に応じて安全性を確保しながら医療的ケアと保育が提供されるには、保育所の職員だけではなく、医療、保健及び福祉の関係機関が連携することが望ましく、また、就学に向けては学校との連携も必要となりますが、そういう体制づくりが大きな課題の一つです。その他としては、保育士等が医療的ケアを実施する場合も想定されるのですが、喀たん吸引には一定の研修を受講して認定を得る必要があります。このために人材の育成や体制を整える必要があるという課題もあります。

県は、市町村を支援していくために、国の補助を活用して平成29年度から医療的ケア児を受け入れるための補助制度を設けました。

今年度は既に櫃原市と斑鳩町から申請があり、このほど国において採択されたところです。例えば櫃原市においては、園に看護師を配置し、急変時のマニュアルの策定も今年度中にすると聞いています。こういった補助事業が始まっていますので、今後ともこの取組がほかの市町村にも広がっていくように補助制度について広く周知していきたいと考えています。

○山村委員 現状は、櫃原市や斑鳩町で取り組まれているということでした。気管切開をして日常的に痰の吸引が必要な0歳児を、母が働くということで、上の子ども保育所に通っているので、できれば預かってもらいたいと奈良市にお住まいの方から私のところに相談がありました。奈良市ではまだそういう対応がされていないので、どうすればよいのかとすごく心配されています。

先ほどの答弁では、県にも体制を整えるための補助制度があるので、ぜひ、奈良市においても例えば看護師が常駐していただけるように、あるいは保育士が研修を受けられるように支援していただくことで、この願いがかなうようにしてほしいと思いますが、それはいかがでしょうか。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 今、委員から奈良市でそういったニーズが実際にあるという話を聞きました。この補助金制度は来年度もありますので、私たちもまた奈良市とも十分意見交換を行いながら、一步でも前に進むように検討してまいりたいと考えています。

○山村委員 ぜひ応援していただきますようお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症で苦勞いただいているということで、医療と福祉の職員に対して慰労金を支給することが予算化されています。この場合の福祉職員は障害

者や高齢者の介護に関わる方で、保育所や放課後児童クラブの職員は対象になっていません。全ての福祉労働者に慰労金などの支援が必要だと思うのですが、この点についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 今、委員がおっしゃったとおり、社会福祉施設等を対象とした慰労金については、介護、障害福祉の従事者に対して、感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者として接した場合に20万円等を支給します。この制度は、国の制度を活用して、県において6月補正予算で対応したものです。ご指摘のように、保育士や放課後児童クラブの支援員もコロナ禍の中、日々、感染リスクを抱えながら感染防止対策や3密の回避などを行い、献身的に子どもたちの保育や預かりに努めていただいていると我々も市町村を通じてアンケートを取って確認しています。また、4月から5月にかけての緊急事態宣言中も、原則施設を開けて社会のエッセンシャルワーカーを助けるために子どもの保育や預かりを継続したことで多大な苦勞をしていただいています。こうしたことを踏まえて、県としても、8月に、介護職員や障害福祉の職員と同じように保育士や放課後児童クラブの支援員に慰労金を給付することも検討するよう厚生労働省に要望しています。現時点では、まだ実現してはませんが、引き続き要望を継続していきたいと考えています。

○山村委員 本当に苦勞していただいている。社会的にはどうしても働かざるを得ない大勢の母親を支えるという意味でも大きな役割を果たしていただいていると思います。もちろん国においてそういう制度を作っていただくことが重要なので、要望いただいていると思うのですが、他府県の状況を調べていましたら、山形県のように独自に保育士などへの慰労金を支給する制度を作ったところもあります。そういうことも含めて奈良県独自の取組も考えてほしいと私は思っています。それを要望しますのでお願いします。

次に、次期子どもの貧困対策及び母子家庭等自立促進計画を策定中と報告いただきました。これはまだ検討中ですので、いろいろな意見を集約していくのだろうと思っていますけれども、一つは、県でも子どもの貧困の実態調査をしています。貧困率の調査はされているのか、また、計画の中に貧困率をどのように盛り込んでいくのか。そしてもう一つは、ひとり親家庭の自立支援として、経済的な支援を大きな柱として掲げています。そのとおりだと思うのですが、その中に「養育費確保に向けた支援」があります。具体的にはどのような方向で考えているのか、お聞かせいただきたいと思いま

す。

○矢富こども家庭課長 全国の子どもの相対的貧困率は、厚生労働省が3年ごとに発表する国民生活基礎調査で公表されるもので、直近の平成30年度で13.5%です。国の調査ですので、都道府県ごとに公表されてはいませんが、本計画を推進する関係施策の実施状況や取組の効果等を検証する際の参考資料の一つとして有効と考えているので、国に対して本県の貧困率のデータ等の提供をお願いしていきたいと考えています。

養育費についてです。委員ご指摘の昨年度実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、52.3%の母子世帯が養育費の取り決めをしていません。養育費の取り決めを行っている47.6%の母子世帯に対する養育費の支払い状況は、全額支払われているのが51.5%で、反対に25.9%が全く支払われていません。ひとり親家庭が経済的に自立するためには、養育費の確保に向けた支援は就業支援と同様に重要と考えています。国では、「女性の活躍加速のための重点方針2020」を今年7月1日に公表し、この中でひとり親家庭などの支援の一つとして養育費の支払い確保に向けて「養育費制度を見直すための法改正を検討する」と明記しています。今後、養育費の立て替え払いや強制徴収するための民法や民事執行法などの法改正が進むものと考えています。引き続き、国の動向を注視してまいりたいと思っています。ただ、制度を活用して実際に養育費の確保を図るための支援が県の役割であると考えていますので、県スマイルセンターの養育費等相談を充実させて、養育費制度の一層の理解を促進するとともに、離婚協議を開始する前に父母等に対して養育費の取り決めやその重要性について情報提供することが大事だと思っていますので、情報提供に努めていこうと考えています。

○山村委員 貧困率のデータを国に求めていくということですので、ぜひ紹介していただきたいと思っています。

貧困は、ひとり親家庭だけではなくて、今は日本全体、社会の問題として、広い目で見えていくことも大変必要なことではないかと思っています。特に子どもを取り巻く状況はかなり深刻です。ぜひお願いしたいと思っています。

養育費確保についてですけれども、先程数字をおっしゃっていただいたように、取り決めをしているけれども実は手元には入っていない方も大勢いるということで、そのための支援は当然必要ではないかと私は思います。スウェーデン、ドイツ、フランスなどでは国による養育費の立て替え払い制度があり、養育費を取り立てるための援助制度も作られています。今、国の考えている法律がどうなるかは分かりませんが、何ら

かの形での支援が必要ではないかと思っています。ただ、DVなどで、養育費の話をする
ると離婚ができず、ますます生活が大変になって子育てができないということで、泣く
泣く離婚を優先してしまい養育費の取り決めができていないということは往々にしてあ
ると聞いていますので、そういう方たちも救えることができる支援が必要ではないかと
と思っています。養育費確保の支援とともに公的な児童扶養手当の増額要望なども願ひ
します。

そして、もう1点、今の貧困の大きな要因に、低賃金で不安定な非正規雇用が拡大し
ていることがあると思います。特にひとり親などの場合は、子どもを育てながら働くに
は、長時間労働が当たり前の正社員にはとてもなることができず、低賃金の職場しか
ないという社会の現実があると思います。そういう中で本当に経済的な自立を進めてい
くためには、そもそも低過ぎて生活ができない最低賃金を改善していかないと、生活全
体を底上げすることが難しいと思います。就職支援をしていくことやいろいろな技術
を身に付けたり勉強したりしてスキルをアップしていくことももちろんしていかないと
いけないことではありますが、最低賃金をもっと引き上げることが国全体として貧困を
なくしていくための大事な施策になるのではないかとと思っています。最低賃金の引き
上げを県としても働きかけていかないといけないのではないかと私は思っております。
奈良県の最低賃金は今回は1円しか上がりませんでした。京都府や大阪府などは引き
上げがありませんでしたけれども、格差がかなりあります。こういうことから見ても
県として最低賃金の引き上げに目を向けた施策、対策があるのではないかと
思うのですけれども、いかがでしょうか。

○矢富こども家庭課長 今、委員が指摘されたように、ひとり親家庭が自立した生活
を営むには、就労による経済的自立を支援することが大変重要と考えております。特
に専門技術や資格を得ることによって、安定的な収入が確保できる正職員などに結
び付きやすくなるので、県スマイルセンター等において関係機関と連携しながら職
業能力開発のための訓練を続けていくことや、ハローワークと連携した効果的な
企業紹介の支援も充実させることを考えています。

また、就労をしっかり支援し所得をしっかり得ていただくことはもちろんですが、
これ以外にも、今指摘いただいたように、児童扶養手当の増額、所得制限の引き
上げ、多子加算額の支給通減措置の撤廃などがあります。全国知事会も要望して
いることですが、今後も引き続き国には要望していきたいと考えています。

○山村委員 就労支援はもちろん大事だと私も思っています。しかし、希望する職場がない、なかなか就職できないなどいろいろあります。子育てのために正社員になれない状況も今の現実の社会にはあるという中で、最低賃金を引き上げてどこで働いても同じ賃金、生活できる賃金にしていくことが国全体として必要だと思います。これは最低賃金審議会で審議して決める仕組みで、県が上げるものでないのはもちろんですが、県としても働きかけるなど、貧困克服には、賃金の引き上げがよいのではないかと思います。そういうことについてお聞きしたいと思います。

○金剛こども・女性局長 今、山村委員がおっしゃった最低賃金の引き上げについては、先日の、本計画案について議論いただいている県の審議会においても意見をいただいています。関係課とも情報共有していますので、どういった対応ができるのか、協議し検討してまいりたいと考えています。

○山村委員 分かりました。ぜひ検討していただきたいと思います。

○猪奥委員 まず、前回の少子化対策・女性の活躍促進特別委員会でお聞きした、2人目ないしは3人目の子どもに関して育児休業を取った場合に先に保育園に入っている子どもがやめなければいけないという育児休業対応の問題について、県で調査いただいたと聞いていますので、その結果について教えてください。

○栗田奈良つ子はぐくみ課長 猪奥委員から6月の少子化対策・女性の活躍促進特別委員会で質問いただいて、その後、7月から8月にかけて県内の市町村の状況を調査しました。39市町村のうち37市町村から継続利用を認めているとの回答がありました。内訳は、育児休業の対象となる子どもの1歳の誕生日までとしている市町村は12で、育児休業の対象である子どもが1歳になる年度の年度末までとしている市町村が4です。そして特段の期間制限を設けていない市町村が15で、その他が6となっています。この調査結果については、8月25日に県と市町村の保育所の担当課が構成メンバーになっている待機児童対策協議会で情報共有させていただいています。

○猪奥委員 例えば第一子が保育園に入っているが、第二子が妊娠中にやめなければいけないのが2市町村で、37市町村は継続して預けることができる。ただし、仮に2人目の子どもが1歳になったらその子どもを預けることができないという扱いです。今の説明では、37市町村が継続的に入れる、2市町村が継続的に入れないとおっしゃったかと思うのですが、条件付きであれば、満1歳までか、1歳になった年次までしか預かっていただくことができないと捉えるのが県として望ましい姿ではないかと思

ます。

育児休業中であっても継続して預けることができるかという問いに、期間制限なしで預けることができるのは15市町村のみで、ほかの市町村は何らかの制限がありこれをクリアしたなら預けることができると思った方が、子どもを持つ親は安心して第二子、第三子の妊娠に至ることができるでしょうし、仕事を休んでいる間も子どもを育てることに集中できると思います。調査結果の捉え方についてもう一度お願いします。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 保育はご承知のとおり市町村が実施主体の事業です。委員からの指摘を踏まえて、市町村において、いろいろ保育ニーズがあって、保育の受入体制が整っているのであれば、制限を解除しながら受入れを進めてもらうことも可能性としてはあると思いますので、引き続き、市町村とも意見交換をしていきたいと考えています。

○猪奥委員 おそらく待機児童が既にいる市町村は及び腰かと思いますが、こういうことをすることによってかえって潜在的待機児童を生んでいることは県からもしっかり伝えていただいて、補助的なサポートができることはぜひともやっていただいて、安心して子どもを産み育てられる、預けられる環境をつくっていただきたいと思っています。

次に、先ほど説明いただいた次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画についてお伺いしたいのですが、先ほど山村委員からも質問がありました養育費の確保について、離婚前協議からしっかりコミットメントしていくことが必要だと答弁いただいたかと思いますが、これは離婚前から協議をしておかないと当然取り決めも交わすことができないし、先ほど大体半々だという報告がありましたけれども、おそらく取り決めがある方には口頭での取り決めも随分入っているのではないかと思います。養育費を母のためではなくて、子どもがすくすくと育っていくための当たり前の権利として確保するためには、公正証書で取り決めていただくことが必要かと思いますが、山村委員からの指摘のとおり、公正証書作成までに至るケースが非常に少ない。それには行政からのコミットメントも必要ですし、士業の方にお問い合わせするとそれなりの金額もかかります。今、先進的な取組では、明石市、大阪市、あと、東京都豊島区だったか、公正証書を作るのに補助しています。そのときに、離婚成立後でないと行政は支援することができないということがそれぞれの市町村でかなり議論になったと聞いています。奈良県は、離婚成立前であってもしっかりと要望をキャッチして、掘り起こしてそこに支援していくという考え方を持っているのか確認させていただきたいと思います。

○矢富こども家庭課長 養育費の確保について、確かに離婚前から文書でしっかり取り決めをしていくことは大事だと認識しています。県スマイルセンターにおいても、無料の法律相談、専門機関からの専門委員による相談の中で、公正証書で取り決めることの重要性は十分に説明させていただいています。相談に対して具体的に専門家の助言を与えるという支援をしているのが今の奈良県の状況です。

○猪奥委員 国でも養育費の取組をどうするかという議論が進んでいて、かなり全国的にも注目されている事業かと思います。せっかく進みかけているものをどこで見るとよって随分変わってきてしまうともったいないので、また、県からもしっかりと発信いただいて、今、離婚届を取りに行ったときの対応も市町村間で随分と差が出ていると聞いているので、そういうところもしっかりとフォローしていただきたいと思っています。

次期男女共同参画計画について、意見を申し上げたいと思います。これまでのワークとライフだけではなくて、自分自身がしたいと思っていることを選択することがとても大事だということを次の計画の中にも盛り込んでいきたいと事前に説明いただきました。それは自分自身が余暇に使いたいのであれば余暇に使える、自己選択ができる状態が望ましいということで、それをしっかり書き込んでいきたいとのことでした。それは確かに非常に重要なことだと思っています。しかし、自分が望んでいたことが果たして本当に自分自身だけで望んでしていることなのだろうかということは気を付けないといけないと思います。母が子どもたちのために料理を作って、家族みんなが喜んで、それが私の幸せです。確かにそういう面はあると思うのですけれども、それは母が料理を作ることを求められているから自分自身もそう思うようになってきたというところでもあります。先ほど来ずっと議論になっている固定的性別役割分担意識の怖いところというか、力があるところなのだろうと思いますので、シナジーの部分を見ていただくに当たっては相当気を付けていただかないといけないと思います。そういったことを計画に書き込むときにどういった評価の仕方をするのかは、これからまだまだ議論を積み重ねていただくところではありますけれども、これは本人がしたいと言っているからよいではないかと言ってしまうと、せっかくこれまで積み上げていただいた議論を返してしまうことにもなりかねないと思いますので、十分そういった観点でも見ていただきながら議論を積み重ねていただきたいと思います。

戻りますが、子どもの貧困の話が出ると、子どもが生まれ育った環境によって左右されないために、必要な施策を打っていかうということで、経済的貧困、時間的貧困、つ

ながりの貧困を解決しようとなりますが、この環境というのはかなり住環境というのにも関係しているのではないかと考えています。

昨年、「母子世帯の居住貧困」という著書を書いた葛西リサ先生の話聞く機会があったのですが、離婚をきっかけに女性の8割が転居して、そのうちの7割が住居の確保に非常に苦労しています。見つかった部屋は、狭くて安くてプライベート空間がない。そういうところに住んでいる方が非常に多いという課題を伺いました。思春期の子どもたちにプライベートゾーンが全くありません。貧困の連鎖を断ち切るために学習の場の確保も必要です。自己肯定感、将来展望の育みに全部つながってくるかと思えます。すぐ見つかりやすい住居は隣との壁も恐らく薄いでしょう。住環境をいかに提供していくかは、今の奈良県のいろいろな施策の中で抜けているところではないかと考えています。

3年前に会派視察で沖縄県にお邪魔したときに、沖縄県母子寡婦福祉連合会が、住居の確保、仕事の提供、学習支援の三本がセットになった事業を行っていました。借り上げたマンションの下の階で高校生が小さな子どもに学習の支援をしていました。

今、奈良県の母子寡婦の状況を見ると、県スマイルセンターと奈良県母子福祉連合会が困っている方への相談や仕事の紹介はしていると思えますけれども、今ほど申し上げた住居の提供は、このいずれでも、また県直営でもされていません。今、次期子どもの貧困対策及び母子家庭等自立促進計画を進めていくに当たって、シェルターではない、離婚直後から1、2年の間に生活を自分自身で立て直していくための住居の提供は、奈良県にとってどういうのがよいのか、同時に、母子、寡婦、ひとり親で、困っている方々に対するいろいろなサポートの提供体制について、団体に協力していただいたり県直営であったりしているが、今のままで果たしてよいのか、この計画を作成する中でぜひとも検討いただきたいと考えています。住居のこと、組織のことについて答えいただければと思います。

○矢富こども家庭課長 住環境の提供ということで意見をいただけていました。今後は計画を策定する中で、主な取組という中で、施策を展開する中でしっかりと位置付けしていきたい。あと、協議会で学識者から意見をいただきながら、どういうサポート体制ができるかも検討したいと思えます。

○猪奥委員 調査していただくと、おそらく、困っているという声が統計上も有意に表れると思えますので、ぜひとも、いろいろな方の声を聞いていただきながら住環境の提

供方法の在り方を計画に設けていただきたいと思います。

奈良県母子福祉連合会からは、各団体の運営もかなりしんどいと聞いています。何をどう担っていただいているのか、どうあるべきか、どうしていただきたいのかを一旦いろいろな団体を含めて検討いただいて、必要があれば必要な支援が届くように議論していただくことをお願いして、終わります。

○小林副委員長 私からは3点あって、簡潔に答えていただきたいと思います。

まずは、コロナ禍における児童虐待とDVの件数についてお聞かせいただきたいと思います。毎年8月に発行されている「奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし」にその件数が出ていると思いますので、その件数を教えていただきたい。DVの関係と児童虐待の関係はそれぞれ国からコロナ禍においてそれらの課題があるというか、やはり問題があるということで国連からもいろいろな通達が出ています。その通達に基づいて奈良県としてどのように対応されたのかお聞かせいただきたい。そして、もう一つが面会交流です。以前から県スマイルセンターと家庭裁判所の連携についてお願いしていたのですが、それがどうなったのか。この3点についてお聞かせいただきたいと思います。

○矢富こども家庭課長 まずコロナ禍における児童虐待の件数です。県こども家庭相談センターが受け付けた4月から7月の児童虐待の通告件数は664件で、前年同月と比較して12%の減です。減少した要因の一つは、学校の臨時休業等に伴って、現場の教師等による児童の状況把握が難しくなったことだと考えています。

それを受けてのこれまでの対応ですが、まずは潜在化している児童被害者を相談につなげることが重要ということで、相談窓口の広報啓発に取り組んできました。今、委員からもお話がありましたけれども、子どもの見守り機会が減少したことで児童の虐待率が高まっていることを受けて、児童相談所、教育委員会、警察などが参加する市町村の要保護対策地域協議会が中核となって、少なくとも週1回、電話、訪問により状況を確認いただくように各市町村に依頼しました。学校休業中であっても、児童相談所、市町村、教育委員会、学校関係者等が要支援児童の状況を共有して支援に当たってきました。

今後の対応としては、今の新型コロナウイルス感染症の状況を見ますと、児童虐待の増加や深刻化については引き続き注視することが必要だと考えています。このために学校等の休業等で外出しにくい状況になっても子育てを支える必要がある家庭の状況を定期的に把握し、児童の安全確認を行うことが必要だと考えていて、県こども家庭相談セ

ンターに9月から新たな職員を配置している状況です。

引き続いて、DVの状況です。県のDV相談窓口が受け付けた同じく4月から7月までの相談件数は221件で、前年同月と比較して3%の増、件数にすると7件の増加でした。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業等で、仕事がなくなった夫が家庭にいるために相談しにくいということも相談件数が増えなかったことの要因の一つと考えています。DVは相談に結び付かないと深刻な事態になってから表面化することになります。それが懸念されるため同じく相談窓口の啓発活動にまずは取り組みました。併せて、DVについては外部から発見が困難な場合が非常に多くあり、いかに早期に発見して適切な支援につなげるかが重要ですので、市町村、民間団体、医療機関などの関係機関で構成しているDV協議会で見守りの強化について検討したところです。相談に当たる相談員の資質向上に努めていくことも大事と今考えています。

面会交流について家庭裁判所との連携です。6月の少子化対策・女性の活躍促進特別委員会において委員から意見をいただいたことも踏まえて、8月に家庭裁判所と意見交換を実施しました。意見交換では、県から県スマイルセンターでの面会交流の相談事業について情報提供させていただきました。併せて、家庭裁判所での面会交流の調停や訴訟等の手続き、またその手続きに至らない相談への対応について確認したところ、家庭裁判所では手続きに至らない相談が大半で、現状としては法テラス等の関係機関につなぐ対応を取っているということでしたので、県スマイルセンターの法律相談等の紹介を依頼し、了解を得ました。また、9月からは裁判所に県スマイルセンターのパンフレットも置いています。今後、家庭裁判所が主催する関係機関との連絡会議が年1回開催されるということですので、県スマイルセンターの面会交流相談事業等の周知を図るため、会議の参加をお願いして、了解を得ました。1月に開催されますのでその中で面会交流についての県スマイルセンターの取組等についても紹介させていただきたいと考えています。

○小林副委員長 いろいろと対応していただき本当にありがとうございます。コロナ禍における児童虐待についても全国的な問題がこの奈良県でもあったと思う中で、担当職員におかれては当事者意識を持ってしっかりと対応していただいたと認識でき安心しました。

面会交流についても、コロナ禍で忙しい中、矢富こども家庭課長にはわざわざ行っていただいて、新たな道筋を付けていただいたと感謝を申し上げます。法テラスにつない

でいただいたのを県スマイルセンターにもということですがけれども、大阪で面会交流を盛んに行っているFPICは、家庭裁判所OBの団体で、国会ではそこばかり宣伝されているとの指摘があったので、紹介するのを控えたという経緯がある中で、県スマイルセンターにつないでいただいたらその道筋もつながると思います。

DVの関係ですけれども、資料を見させていただきましたら、昼から夕方に電話相談が多いですが、テレワークになってパートナーがいる中では電話はかけにくいと思います。今年2月にDV加害者をどう治していくかという研修会がありました。DV被害者に対するいろいろな制度はあるのですけれども、先進国で行われているDV加害者に対する取組が日本では遅れています。児童虐待では子どもが大勢死んでようやく国の制度が変わったと勝手に思っているのですけれども、そうならないように、また立場的にも体力的にも弱いDV被害者の女性が最近よく殺されていますけれども、そういうことが起こる前に、国がしないのなら、奈良県として早めに当事者意識を持って新たな取組をするよう、今回は要望だけさせていただきます。

○阪口委員長 ほかになければこれで質問を終わります。それでは理事者の方はご退出願います。ご苦労さまでした。委員の方はお残り願います。

それではただいまから本日の委員会を受けて委員間討議を行いたいと思います。委員間討議もインターネット中継を行っておりますのでマイクを使って発言願います。参考にこれまでの委員会で各委員からいただいた意見等を整理した資料をお手元に配付しております。

それでは、今後、当委員会で取組むべき方向また特に議論を深めるべき課題や論点等についてご意見をいただきたいと思います。それでは、ご発言願います。

○植村委員 今年6月の少子化対策・女性の活躍促進特別委員会で、少子化の打開策として、現在の奈良県の施策だけでは厳しいので、児童手当の傾斜配分を提案させていただきました。児童手当の増額に政治判断が必要ですが、国へ要望していただきたい。内閣は今度変わるかもしれませんが、衛藤少子化対策担当大臣からも傾斜配分について提案がされています。これは国の施策ですけれども、要望としては地方からも言っていないといけないと思います。少子化対策・女性の活躍促進特別委員会でも委員からいろいろ意見いただいていますけれども、意見があったらまた教えていただきたいです。

○猪奥委員 何がどうなのですか。

○植村委員 衛藤少子化対策担当大臣からも傾斜配分について具体的な話が出ていたわけです。そういった中で、地方からも声を挙げていくべきではないかと思います。要望、意見書とさまざまな方法がありますが、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会として要望を挙げていくことなどについていかがお考えですか。意見がありましたら、お願いします。

○阪口委員長 以前も奥山委員から同様の提案があって、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会として要望をあげることは制度的に可能なのか議会事務局に検討していただいたら、難しいということでした。

○植村委員 意見書がよいということですか。

○阪口委員長 ほかはどうでしょうか。

○奥山委員 今の件は、意見書を出したら少子化対策・女性の活躍促進特別委員会の委員のほとんどは賛成してくれるから、頑張って意見書を提出するということがよいと思います。制度的に委員会で要望書はよくない、ふさわしくないということですから、意見書を出したらよいと思います。

○阪口委員長 ほかはどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阪口委員長 特にご意見はありませんので委員間討議をこれで終わらせていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。